

第6回 国税庁所管統計の整備に関する検討会

議事要旨

日時：令和7年2月7日（金）10：00～11：40

場所：国税庁会議室及びWeb開催

事務局から、配付資料に基づき説明を行った。

その後、「従業員規模別の階級区分の追加」及び「調査対象法人の拡大」について、それぞれ以下のとおり、各委員から御意見等を頂いた。

1 従業員規模別の階級区分の追加について

- ・ 資本金階級は、外形的に扱いやすいものの、会社のあり方が多様化したことにより、事業の規模を表す区分としてはふさわしくなくなっている。一方、従業員の規模は事業活動の規模と対応しているので、従業員階級区分による表章というのは、これからの企業統計における規模区分として、一つの流れを作るのではないか。
- ・ 外れ値の処理については、「外れ値を見つけ出す基準」と「外れ値を修正する手法」と併せて考えるのが一般的。外れ値の影響が少ない方法を慎重に考えないといけない。推計の際のロジック、手順を明確にするべき。
- ・ 「正社員以外（パート・アルバイト）」については、業種によって多い業種とそうでない業種があり、「正社員」との労働時間の差による調整を行うのが理想ではあるが、行政記録情報によるデータの制約上、区分が難しいのであれば仕方がない。

(1) 標本法人に対する従業員数データが欠測した場合の対応について

- ・ 従業員数データが欠測した場合は、「不詳」カテゴリに分類する方法のほか、給与支払総額が分かる法人については、その属する階級における平均給与額で除して疑似的に人数を計算して補完する方法もある。

(2) 従業員階級の階級区分案について

- ・ 階級区分の定義にもよるが、例えば、「給与の支払がある従業員数」と定義するのであれば、給与負担のない出向者等のみで構成されている場合もあり、給与を支払っている従業員数が0人ということも考えられるため、「0人階級」も必要ではないか。「従業員」の定義を明確にすること。
- ・ 中小企業基本法等による区分については、利用者があり、真に必要ということであれば、本系列としては「〇人未満」で表章しつつ、参考として「〇人以下」を表章するという使い分けをするとよい。
- ・ 階級区分については、業種ごとに異なる区分にすると集計表が複雑になるから、全ての業種で統一し、法人数が少ない区分においては秘匿するのはどうか。
- ・ 秘匿については、利用可能性を狭めることになるため、秘匿する必要のない程度、集計表が複雑にならない程度に業種ごとに階級区分を設定してもよいのではないか。

2 調査対象法人の拡大について

- ・ 調査対象法人の拡大が実現すれば需要が更に増えるだろう。

以上